

## 門真市イメージキャラクター「ガラスケ」使用要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、門真市イメージキャラクター「ガラスケ」(以下「ガラスケ」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「ガラスケ」とは、商標登録第5556893号(別図)及びこのデザインを展開したものとする。

(使用の申請)

**第3条** ガラスケを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、ガラスケ使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市及び本市の職員が業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用するとき。
- (4) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) ガラスケを使用しようとする物の見本又は写真等
- (2) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認基準)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、ガラスケの使用が門真市製品の推進や市のPRに寄与すると認めるときは、ガラスケの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。

(4) 本市の事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ガラスケの使用が適当でない認められるとき。

2 市長は、前条の規定による申請を承認するときは、申請者にガラスケ使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、市長は、条件を付して承認することができる。

3 市長は、前条の規定による申請が、第1項各号のいずれかに該当するときは、ガラスケの使用を承認しないこととし、申請者にガラスケ使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（承認内容の変更）

**第5条** ガラスケの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認された内容について変更をしようとするときは、ガラスケ使用変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請を適当と認めたときは、使用者にガラスケ使用変更承認書（様式第5号）を交付するものとする。

（承認期間）

**第6条** ガラスケの使用を承認する期間は、承認を受けた日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、使用者が、承認期間満了に際し、引き続き使用を希望するときは、前条の変更申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（使用料）

**第7条** ガラスケの使用料は、無償とする。

（遵守事項等）

**第8条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用目的及び用途のみに使用すること。

(2) 承認に係る物の完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難な物については、写真等を提出すること。

(3) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) ガラスケを使用した物について、営利を目的として販売するときは、承認番号を明示すること。

(5) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

(6) ガラスケのイメージを損なう使用をしないこと。

(7) 商標登録出願、意匠登録出願等を行わないこと。

2 市長は、使用者にガラスケの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(承認の取消し)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項及び第5条第2項の規定による承認を取り消し、使用者に対し、ガラスケを使用した物の回収等の措置を請求することができる。

(1) 申請書及び変更申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(2) 使用者が第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 使用者が第4条第2項の条件に違反したとき。

(4) 使用者が前条第1項各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が承認を取り消すことが適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

**第10条** この要綱によるガラスケの使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等独占してガラスケを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(損害賠償等責任)

**第11条** 市長は、ガラスケの使用を承認したことに起因する損害賠償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ガラスケを使用した商品等の<sup>かし</sup>瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負う。

3 使用者は、ガラスケの使用に際して故意又は過失により本市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を本市に賠償しなければならない。

(権利)

**第12条** ガラスケに関する一切の権利は、市に帰属する。

(細目)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、ガラスケの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

別図（第2条関係）

